

2007 年版  
**真島のまるわかり社労士 1問1答**  
**社会保険編**

(2699)

【法改正による修正・正誤のお知らせ】

平成 19 年 5 月 25 日  
 (株)住宅新報社 法律・資格図書編集部  
 TEL. 03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の試験は、**平成 19 年 4 月 13 日（金）** 現在施行の法令等に基づいて出題されます。また、試験は、**平成 19 年 8 月 26 日（日）** に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P259 上 3 行目	「3 分の 1+1000 分の 25」	「3 分の 1+1000 分の <b>32</b> 」
P297 下 5 行目	厚生保険特別会計ではなく、	<b>年金特別会計</b> ではなく、
P299 下 8 行目	答え○	答え×
P299 下 7 行目～	児童手当の額は、18 歳に達する～。第 1 子及び第 2 子は、それぞれ月額 5,000 円、第 3 子以降は、1 人につき月額 1 万円です。	<b>出題当時は正しい内容でしたが、改正により、児童手当の額は、3 歳に満たない児童 1 人につき月額 1 万円となっています。</b>

【正 誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがございましたので、ご訂正願います。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P239 下 2 行目～	かつ、現に障害状態に該当しない者には、支給されます。	かつ、現に <b>障害等級に該当する程度の</b> 障害状態に該当しない者には、支給されます。